

3D連携を基軸にした交流拡大事業における
周遊ルート造成及び商品造成業務

公募型プロポーザル実施要領

北秋田市産業部商工観光課

3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

秋田県県北部への訪日外国人旅行客の誘客を図るため、北秋田市、大館市、仙北市、小坂町（以下「3D 連携自治体」という。）が連携して年間 40 万人を超える外国人宿泊者が訪れている函館市から国際定期便が就航している仙台市間を意識した周遊ルートの造成及び商品造成支援を行う。

また、周遊ルートを意識した連携自治体の多言語観光情報パンフレットを制作することにより効果的な誘客促進につなげる。

2. 業務概要

(1) 業務名称

3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務

(2) 業務内容

別紙「3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日の翌日から、平成 31 年 3 月 8 日（金）まで

(4) 提案限度額

8,982,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

※ 本業務は、3D 連携自治体が連携した一連の事業となるが、契約は各市町との契約締結になり、契約額は負担割合により按分した額となるため注意すること。

【負担割合】

- ・北秋田市 23.5%
- ・大館市 53.3%
- ・仙北市 19.5%
- ・小坂町 3.7%

上記以内とし受託候補者と 3D 連携自治体がそれぞれ契約することとする。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

- (1) 秋田県内に本社又は支店・営業所を有する者。
- (2) 本委託業務と同様又は類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 秋田県内において、指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5. スケジュール

項目	日程
① プロポーザル実施要領の公開	平成 30 年 7 月 4 日（水）
② 質問書提出期限	平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時まで
③ 質問書回答期限	平成 30 年 7 月 13 日（金）
④ 参加表明書類提出期限	平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 5 時必着
⑤ 参加資格審査結果通知	平成 30 年 7 月 25 日（水）
⑥ 企画提案書提出期限	平成 30 年 8 月 3 日（金）午後 5 時必着
⑦ 企画提案内容プレゼンテーション	平成 30 年 8 月 10 日（金）（予定）
⑧ 審査結果通知	平成 30 年 8 月中旬
⑨ 契約締結	平成 30 年 8 月中旬

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：質問書（様式 5）
- (2) 提出先：北秋田市産業部商工観光課
メールアドレス「kankou@city.kitaakita.akita.jp」
- (3) 提出期限：平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時まで
- (4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、「平成 30 年 7 月 13 日（金）」までに質問者に対して電子メールにより行うほか、北秋田市産業部商工観光課ホームページに掲載する。

[北秋田市産業部商工観光課ホームページ]

7. 企画提案の参加表明

(1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社（法人）概要調書（様式2）

③業務実績調書（様式3）

※ 実績のあった業務の契約書（写し）を添付すること

④暴力団排除に関する誓約書（様式4）

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出期限：平成30年7月20日（金）午後5時必着

(4) 提出先：北秋田市産業部商工観光課観光振興係

(5) 提出方法：持参または郵送（直接持参する場合は土日、祝日を除く）

(6) 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

8. 参加資格審査結果通知

提出のあった参加表明書類を確認のうえ、平成30年7月25日（水）までに参加表明者へ書面及び電子メールで通知する。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

ア 企画書にはページネーションを添付すること

イ パンフレット部分について、可能ならばカンプを設けること

②業務スケジュール表（任意様式）

③業務実施体制（任意様式）

④見積書（任意様式）

※ 各経費区分毎に積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

(2) 提出部数：各10部（原本1部、写し9部）

(3) 提出期限：平成30年8月3日（金）午後5時必着

(4) 提出先：北秋田市産業部商工観光課観光振興係

(5) 提出方法：持参または郵送（直接持参する場合は土日、祝日を除く）

(6) 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

10. プレゼンテーションの実施

企画提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日 時 平成 30 年 8 月 10 日 (金) (予定)

(2) 場 所 北秋田市役所第二庁舎 1F 会議室 (予定)

※ 詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。

(3) プレゼンテーションの方法

① プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 15 分程度、質疑応答 10 分程度」とする。

② プレゼンテーションは提出した企画提案書を使用して説明することとし、提出後の資料の差し替え、追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。

③ プレゼンテーションに必要な機器は提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを使用できる。

(4) その他

本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

11. 審査方法等

(1) 3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。

※ 別紙「3D 連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務審査要領」による。

(2) 最低基準点は、審査委員による合計点の総得点が満点の 6 割とする。

(3) 企画提案者が 1 者のみの場合でも審査を実施する。

12. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

13. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく審議に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

14. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

15. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものでなく、受託候補者と本市が協議・調整を行ったうえで北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

16. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出期限後の書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 郵送等による事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (5) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止する場合がある。なお、この場合において、企画提案等に要した費用を本市に請求することはできない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本業務により作成されたものの著作権は、本市に帰属するものとする。

17. 問い合わせ先

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

〒018-3312 北秋田市花園町 15-1

TEL 0186-62-5370 FAX 0186-62-5551

E-mail kankou@city.kitaakita.akita.jp